

70歳～74歳の人の医療費の負担割合の判定フローチャート（渋谷区国保）

負担割合の判定について

70～74歳の人の医療費の負担割合は

令和7年度住民税課税所得額および令和6年中の収入等により判定し、2割、3割のいずれかに分けられます。

所得の状況など

窓口での自己負担割合

一般（現役並み所得者以外）



2割

現役並み所得者



3割

判定方法は以下の負担割合チェック表でご確認ください。

70～74歳の人の負担割合チェック表

世帯に70～74歳の国保加入者で令和7年度住民税課税所得額（※1）が145万円以上の人がある。

はい



いいえ

世帯の70～74歳の国保加入者の旧ただし書所得（※2）の合計額が210万円以下である。

いいえ



はい

以下の基準に該当する場合は、申請により負担割合の再判定を行います。基準を満たした場合、負担割合2割となり、申請が受理された翌月から適用されます。ただし、渋谷区が収入額を把握できる場合は、あらかじめ判定をして、該当する人には2割の「資格確認書」をお送りしていますので、申請は不要です。

- ① 70～74歳の国保加入者が1人で、総収入金額（※3）が383万円未満
- ② 70～74歳の国保加入者が1人で、旧国保被保険者（※4）との総収入金額（※3）の合計が520万円未満
- ③ 70～74歳の国保加入者が2人以上で、総収入金額（※3）の合計が520万円未満

該当しない



該当する



負担割合

3割（現役並み所得者）

2割

※1 住民税課税所得額…課税標準額のこと。所得金額から所得控除（基礎控除、社会保険料控除、扶養控除等）を差し引いた金額

・分離所得がある人は、所得の計算方法が異なる場合があります。

・前年12月31日時点で同一世帯に19歳未満の被保険者がいる人は計算方法が異なる場合があります。

※2 旧ただし書所得…総所得金額等（ただし、退職所得を除く）から基礎控除（43万円）を差し引いた金額

※3 総収入金額…所得税や住民税における所得を算出するための必要経費や控除を差し引く前の金額

※4 旧国保被保険者…同一世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者へ移行した人